

労働基準広報 2018 No.1968

8/21

CONTENTS

特集 新たな「過労死等防止対策大綱」の内容 ————— 6

勤務間インターバル制度導入企業割合を2020年までに10%以上に

新たな「過労死等防止対策大綱」では、将来的に過労死をゼロにすることを目指すとして、勤務間インターバル制度やメンタルヘルス対策について、数値目標を設定している。具体的には、(1)勤務間インターバル制度の導入企業割合を2020年までに10%以上、(2)メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合を2022年までに80%以上、(3)ストレスチェック結果を集団分析し、その結果を活用した事業場の割合を2022年までに60%以上、(4)週労働時間60時間以上の雇用者の割合を2020年までに5%以下——などの数値目標を設定している。また、「国が取り組む重点対策」では、新たに「労働行政機関等における対策」を明記している。

(編集部)

● 解釈例規物語⑩ ————— 18

第14条、第16条関係

採用後一定期間内の退職と教育費用の返還請求 — その2 —

(中川恒彦)

● 労働局ジャーナル ————— 25

「第1回技能実習法に係る関東地区地域協議会」を東京労働局が開催

[東京労働局]

● 裁判例から学ぶ予防法務〈第44回〉 ————— 26

国立大学法人群馬大学事件

(前橋地裁 平成29年10月4日判決)

パワハラ等を理由とする解雇の有効性等

手続的瑕疵あっても懲戒有効となるケースがあるがそれでも手続は適正に

(弁護士・井澤慎次)

● NEWS ————— 1

(29年度「過労死等の労災補償状況」まとまる) 精神障害の労災認定500件超え過去最多に/ (改正健康増進法が成立) 2020年4月からは事務所等の施設内は屋内禁煙に/ (ストレスチェック実施者の省令改正) 研修を修了した歯科医師及び公認心理師が追加に/ ほか

● 労務資料/ものづくり産業における労働生産性向上に向けた人材育成と能力開発に関する調査結果① ————— 44

人材育成策で多いのは「改善提案の奨励」

(独)労働政策研究・研修機構調べ)

● 本誌読者アンケート — 41 ● 連載 労働スクランブル⑩ (労働評論家・飯田康夫) — 42 ● わたしの監督雑感 山形・米沢労働基準監督署長 阿部浩志 — 54 ● 今月の資料室 — 56

アンケートへのご協力をお願い致します(41ページ)

労務相談室

回答者

労働基準法 [勤務態度不良の者への減給処分] 3カ月に渡り10%カットは ————— 48 弁護士・新弘江

税 務 [支給したばかりの6ヵ月定期を紛失] 再支給の際の税務処理は ————— 50 弁護士・田島潤一郎

労働契約法 [契約期間が6ヵ月未満の出稼労働者] 年休や無期転換は必要か ————— 52 弁護士・小川和晃

バックナンバーが閲覧できます!!

<http://rouki.chosakai.ne.jp/>

本誌ご購入の皆様へ

ビジネスセミナー「労働塾」のご案内